

第3期  
川西市参画と協働のまちづくり推進計画  
(案)

令和6年(2024年)3月  
川西市

はじめに

作成中



令和6年3月

川 西 市 長

## 目次

第1章 参画と協働のまちづくり推進計画について.....	1
1. 策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画期間.....	2
第2章 第2期 推進計画の振り返り.....	3
1. 第2期推進計画の取組み.....	3
第3章 現状について.....	7
1. 人口推計.....	7
人口推計と高齢化.....	7
2. 自治会加入率.....	9
3. 市民アンケート、団体アンケートより.....	10
(1)市民アンケートより.....	10
(2)市民団体アンケートより.....	16
4. 事業者ヒアリングより.....	19
5. コミュニティ懇話会より.....	20
第4章 第3期推進計画の目標について.....	21
1. 第6次川西市総合計画.....	21
2. 推進計画のめざす姿.....	22
第5章 推進計画の考え方について.....	23
1. 基本的な考え方.....	23
2. それぞれの役割や責務.....	23
第6章 推進方策について.....	24
1. めざす姿を実現するために.....	24
2. 必要な取り組み.....	25
資料.....	28
1. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例.....	28
2. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則.....	33
3. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議委員名簿.....	36
4. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議の経過と内容.....	37



# 第1章 参画と協働のまちづくり推進計画について

## 1. 策定の趣旨

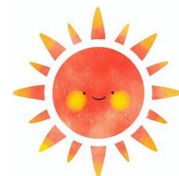
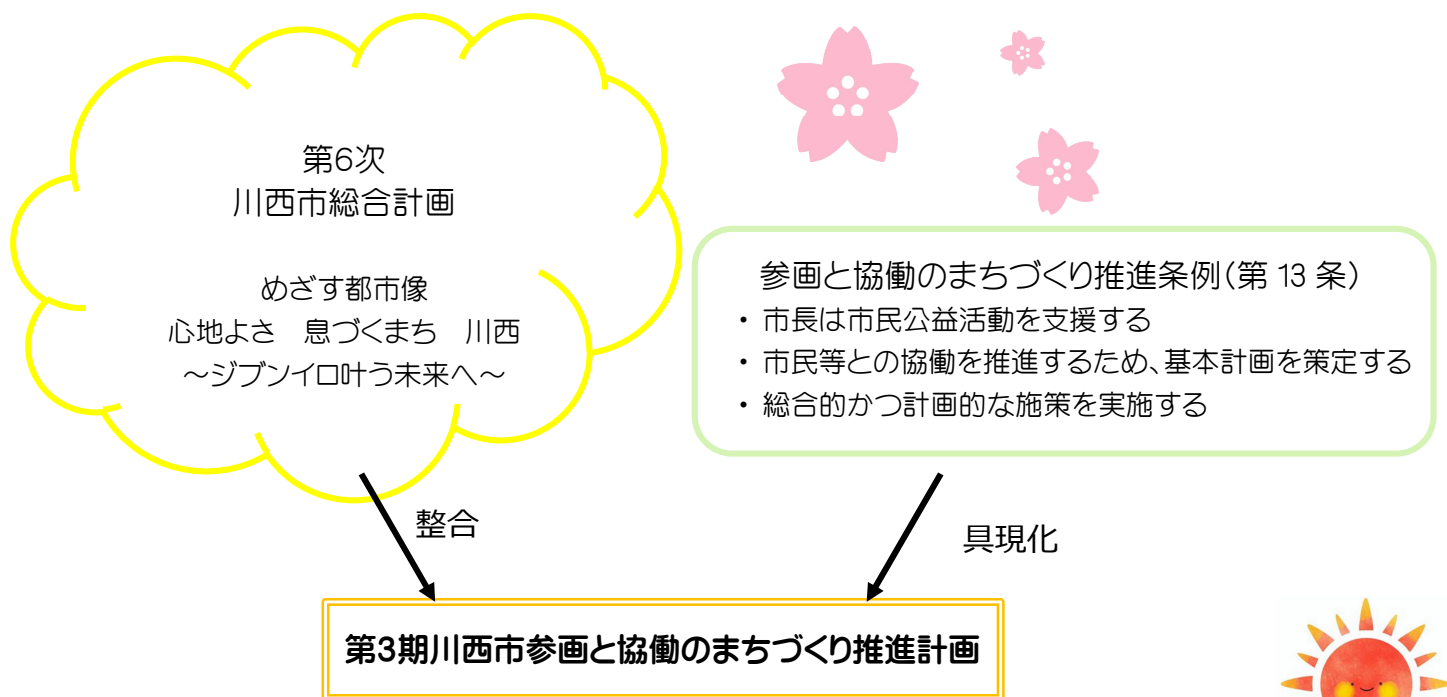
川西市参画と協働のまちづくり推進計画は「川西市参画と協働のまちづくり推進条例」に基づき、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進していくことを示しています。

本市では、平成25年3月に「川西市参画と協働のまちづくり推進計画」をし、平成30年3月には「市民力」や「地域力」が発揮できる環境を整え、市民、市民公益活動団体及び公益的な活動を推進するため「第2期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」策定し、参画と協働のまちづくりを推進してきました。

このような中、人口減少や少子高齢化等社会環境の変化や、市民ニーズの多様化など市民や地域等が持つ力を活用した活動がこれまで以上に必要とされます。その状況を踏まえ、様々なまちづくりの主体が力を生かせる、持続可能なより住みよいまちにしていけるため「第3期川西市参画と協働のまちづくり推進計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

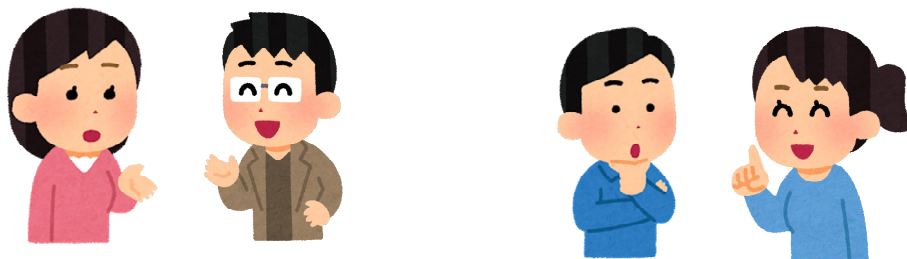
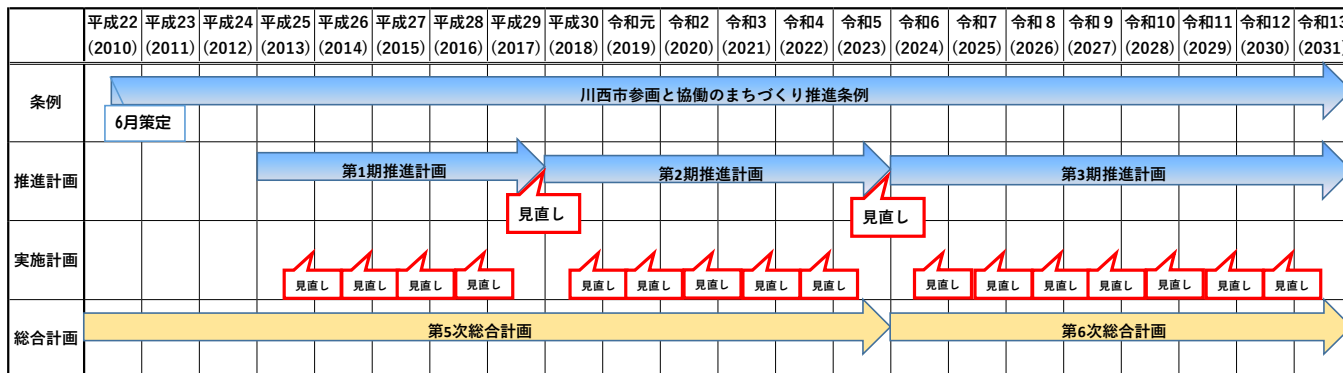
本計画は参画と協働のまちづくり推進条例第13条の基本計画の策定に基づき、本市の上位計画である第6次川西市総合計画の下に位置づけ、整合性を図るものとします。



### 3. 計画期間

この計画の計画期間は第6次川西市総合計画の基本計画に合わせ、令和6年度から令和13年度までの8年間とします。

なお、社会・経済情勢や本市の状況の変化などに対応するため、毎年度進捗状況を検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



## 第2章 第2期 推進計画の振り返り

### 1. 第2期推進計画の取組み

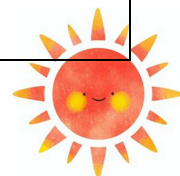
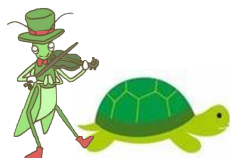
基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標 (H29→R4 (目標値))	総括
1. 担い手の発掘・育成に係る施策の充実	(1)担い手の発掘 (2)担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひと・まちおこしセミナーの開催</li> <li>●自治会への加入促進、役員の役割の効率化の事例の紹介</li> <li>●次世代の担い手の発掘</li> <li>●まちづくりラウンドテーブルの開催</li> <li>●組織力UP講座の開催</li> <li>●コミュニティ組織の事務局員の支援</li> </ul>	① 自治会やコミュニティの活動に参加している市民の割合: 35.7%→ 30.8%(50.0%) ② ボランティアやNPOの活動に参加している市民の割合: 10.7%→ 9.0%(30.0%) ③ 自治会加入率: 56.1%→ 48.9%(56.1%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いずれの政策評価指標も目標値を達成していない。</li> <li>●新たな担い手の発掘には、結びつかず、新たな方に興味を持たれる魅力的な講座や効果的周知方法が必要である。</li> <li>●新たなアプローチとして、地域人材マッチング制度として取り組めるよう検討していく。</li> </ul>



基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標(H29→R4(目標値))	総括
2. 新たな活動スタイルの構築と事業の自立に向けての支援	(1)財政的支援 (2)人的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域づくり一括交付金の交付</li> <li>● 市民協働事業提案制度の運用</li> <li>● コミュニティビジネスの促進に繋がる支援</li> <li>● 地域担当職員、地域づくりアドバイザーによる後方支援</li> <li>● 市民活動センターや自治会館などの利便性の向上</li> <li>● 市民活動センターやボランティア活動センターなどの中間支援機能の強化と連携の強化</li> </ul>	① 自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの活動によって、お互いに支え合っていると 思う市民の割合: 46.2%→ 40.5%(70.0%) ② 地域分権制度適用地域の主要な 団体数:342 団体 →376 団体(380 団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策評価指標の目標値を達成していない。</li> <li>● 引き続き、地道な支援する必要があるとともに、地域活動等は活発に行われていることから、市民に知ってもらうためには活動のPR方法も検討する必要がある。</li> <li>● 市民活動促進の中心的役割を担う市民活動センターの役割を充実させていく必要がある</li> </ul>
3. 市民公益活動の環境整備	(1)活動拠点の充実 (2)中間支援機能の充実			

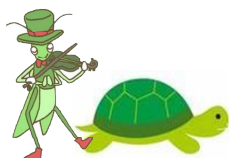


基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標(H29→R4(目標値))	総括
4. 活動内容やスタイルの見直しに向けた市民公益活動や参画と協働に対する意識啓発	(1) 多様な媒体による情報の発信 (2) 市民等の意識の向上 (3) 市職員の意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「参画と協働」に関するHPの充実</li> <li>● 各地域のデータの提供</li> <li>● まちづくり出前講座の実施</li> <li>● 市民公益活動情報の一元的な発信</li> <li>● 講座やイベントを通じた市民等の意識の醸成とフォローアッププログラムの提供</li> <li>● 地域同士で情報を共有できる仕組みの構築</li> <li>● まちづくりラウンドテーブルの開催【再掲】</li> <li>● 地縁団体同士、志縁団体同士または相互の交流会の開催</li> <li>● 職員の「参画と協働」に対する意識の向上</li> <li>● 参画と協働に関する情報の庁内での共有</li> </ul>	<p>① 住んでいる地域の必要な情報が入手できると感じる市民の割合: 56.6%→ 60.2%(69.0%)</p> <p>② 必要な市の情報が入手できると感じる市民の割合: 58.5%→ 58.6%(65.0%)</p> <p>③ 自治会やコミュニティの活動に関する情報が入手できると感じる市民の割合:54.5%→ 57.2%(71.0%)</p> <p>④ ボランティアやNPOの活動に関する情報が入手できると感じる市民の割合: 20.8%→ 20.3% (26.0%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が求めている情報を改めて意識、情報をより入手しやすい方法を適切に選択する必要はある。講座後に学んだ知識や技術を生活や活動に活かすことができるよう仕組みや工夫を盛り込み、利用者がより使用しやすい環境を整えていく必要がある。</li> </ul>





基本施策	施策の方向性	取組項目	施策評価指標(H29→R4(目標値))	総括
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進計画の進捗管理及び実行計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 仕事を進めるうえで、「参画と協働」を意識している職員の割合：62.7%→61.7%(70.0%)</li> <li>⑥ 自治会などの地域活動に参加している職員の割合：42.2%→32.9%(60.0%)</li> <li>⑦ ボランティアやNPOなどの活動に参加している職員の割合：14.9%→11.5%(30.0%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役職が下位の職員ほど意識が低い傾向にある。若い職員ほど、自身の業務が参画と協働の取り組みであると認識できていない可能性もあり、この点を補える研修が必要である。</li> </ul>



## 第3章 現状について

### 1. 人口推計

#### 人口推計と高齢化

本市の人口は平成21年(2009年)に15.8万人でピークを迎え、その後減少に転じ、2060年の人口は約11万人となる見通しです。

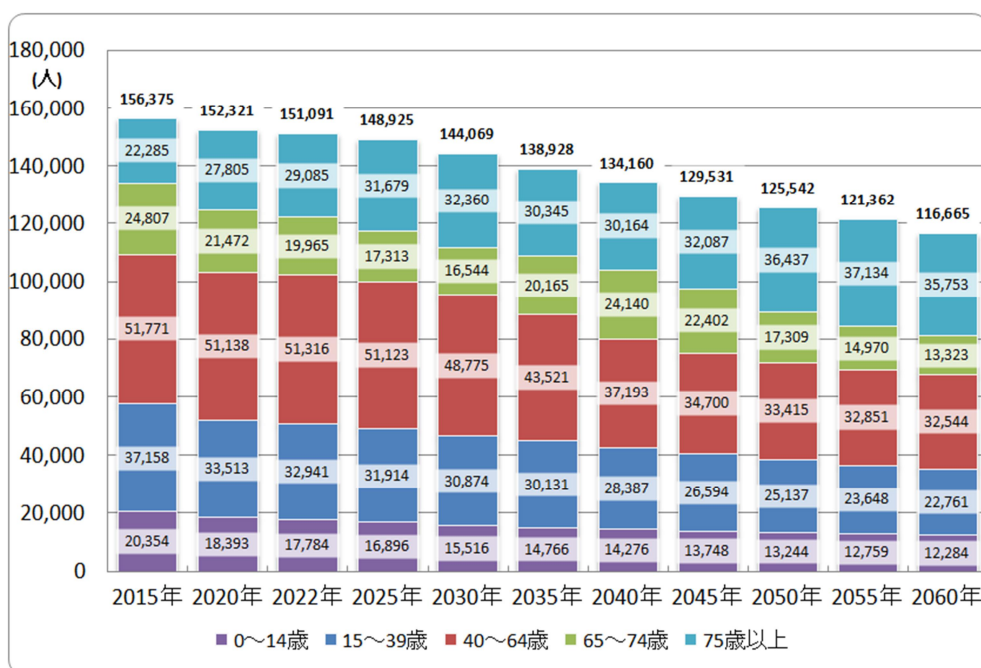


図1.川西市の将来人口推計

さらに、年齢5区分別人口の推移では総人口が減少する中、年少人口(0歳~14歳)や生産年齢人口(15歳~64歳)は今後も減り続ける一方、高齢化率は増加傾向にあります。



総世帯数は増加傾向あるものの、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、単身世帯の増加など世帯構造の変化が進んでいます。

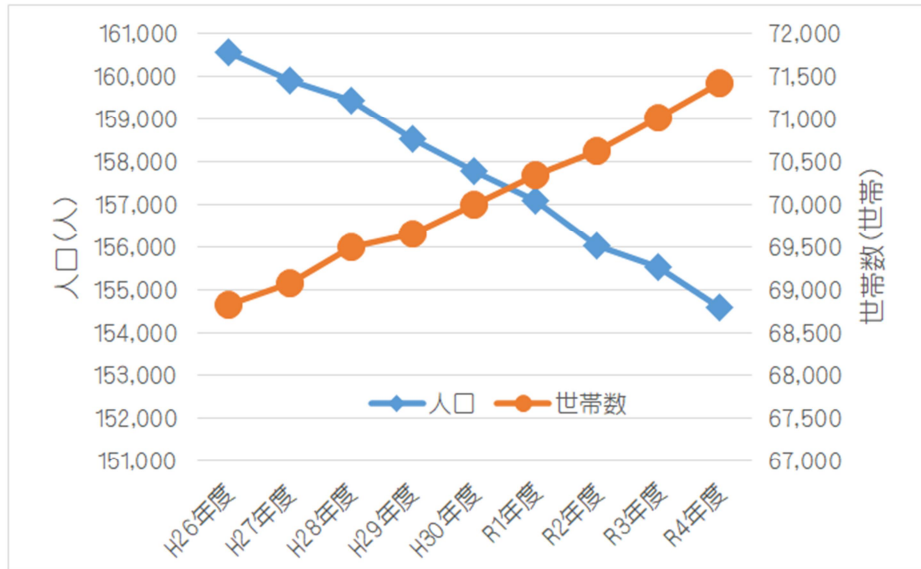


図2.川西市の人口・世帯数推計(住民基本台帳より)

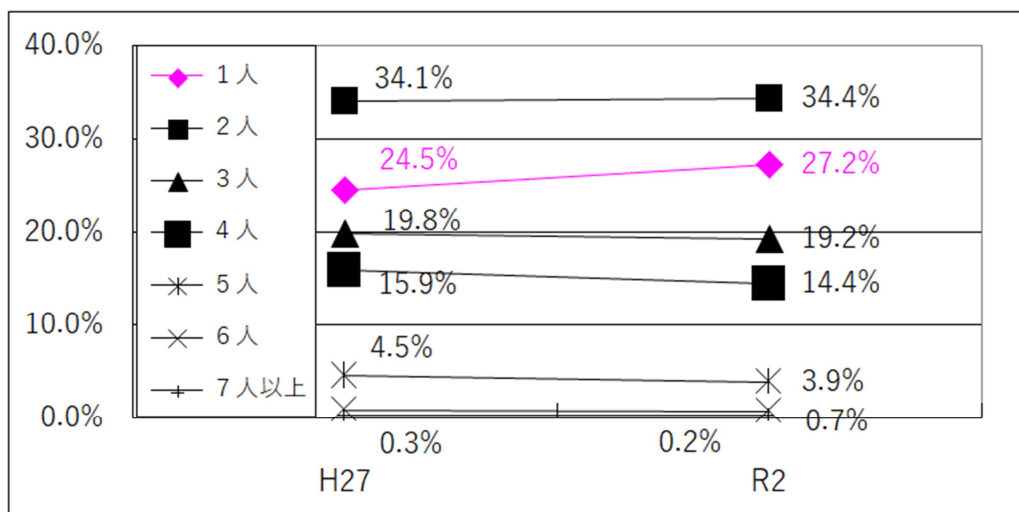


図3.川西市の世帯構成員数割合(令和2年度国勢調査より)



## 2. 自治会加入率

自治会では、自分たちが住む地域をよりよいものにしようと、地域での話し合いのほか見守りやつながりづくり、環境、美化など身近な課題に自分たちで取り組んでいます。

自治会加入率については、分母である市の世帯数は単独世帯の増により増加していますが、分子である自治会加入世帯数は、ライフスタイルや考え方の多様化などによる新規加入世帯の減少や時間的、体力的な負担感などによる既加入者の退会が増加していることなどにより減少しているものと考えられ、加入率は減少傾向が続いています。

表1.川西市自治会加入世帯数・加入率（基準日:同年4月1日）

年度	加入世帯数	前年比	加入率(%)	前年比
H28	39564	▲ 744	57.3	▲ 1.3
H29	39009	▲ 555	56.1	▲ 1.2
H30	38265	▲ 744	54.9	▲ 1.2
R元	37465	▲ 800	53.5	▲ 1.4
R 2	36555	▲ 910	52.0	▲ 1.6
R 3	35766	▲ 789	50.6	▲ 1.3
R 4	34661	▲ 1105	48.8	▲ 1.8
R 5	33164	▲ 1497	46.4	▲ 2.4

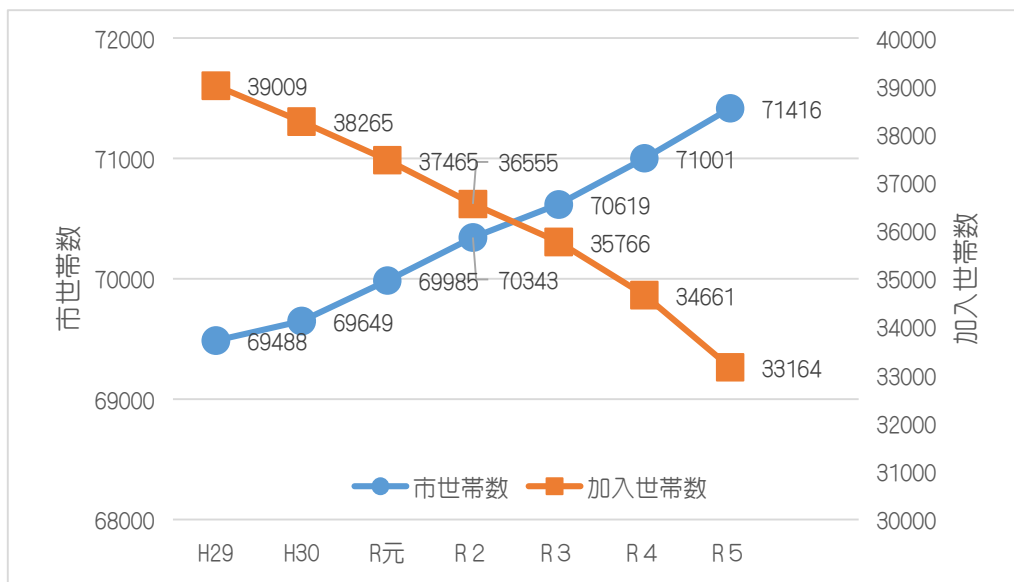


図4.市世帯数と自治会加入世帯数



### 3. 市民アンケート、団体アンケートより

#### (1)市民アンケートより

調査期間 令和 4(2022)年 6 月 8 日～6 月 20 日  
調査対象 川西市に住む 16 歳以上の無作為に抽出した市民 2000 人  
調査方法 配布郵送。回答は郵送、またはオンライン。  
有効回答率 41.4%(825/1995)

※調査結果は、川西市公式ホームページに掲載

([https://\\*\\*\\*\\*](https://****))

#### ①地域について

地域のことに関心がある人の割合は、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人が合わせて 76.7%で、平成 29(2017)年 2 月に実施した前回の調査とほぼ変わりませんでした。

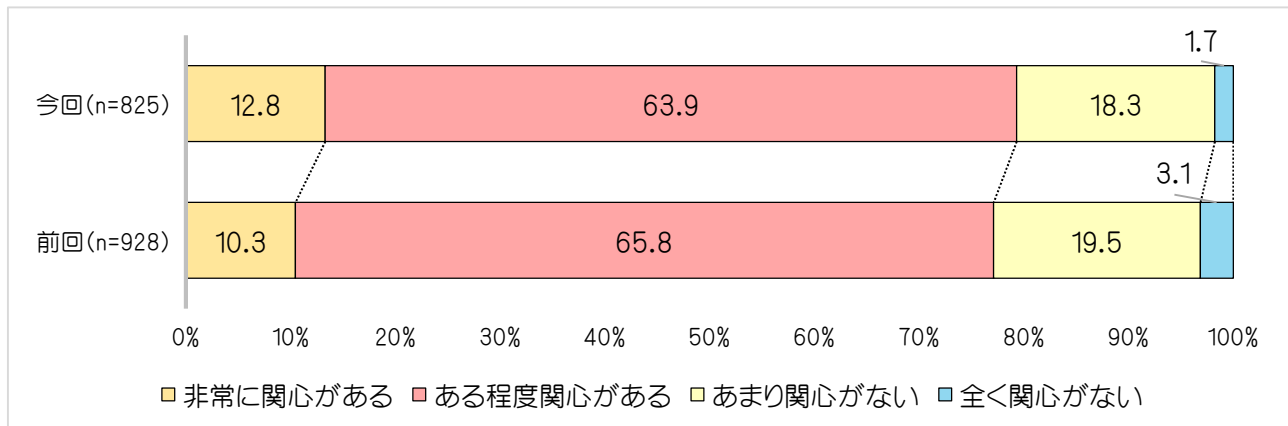


図5.地域のことに関心があるかの前回比較(全体)



子どもと同居する親世代にて地域のことに関心があるかを見てみると未就学児を持つ親世代が一番関心がある結果が見られました。

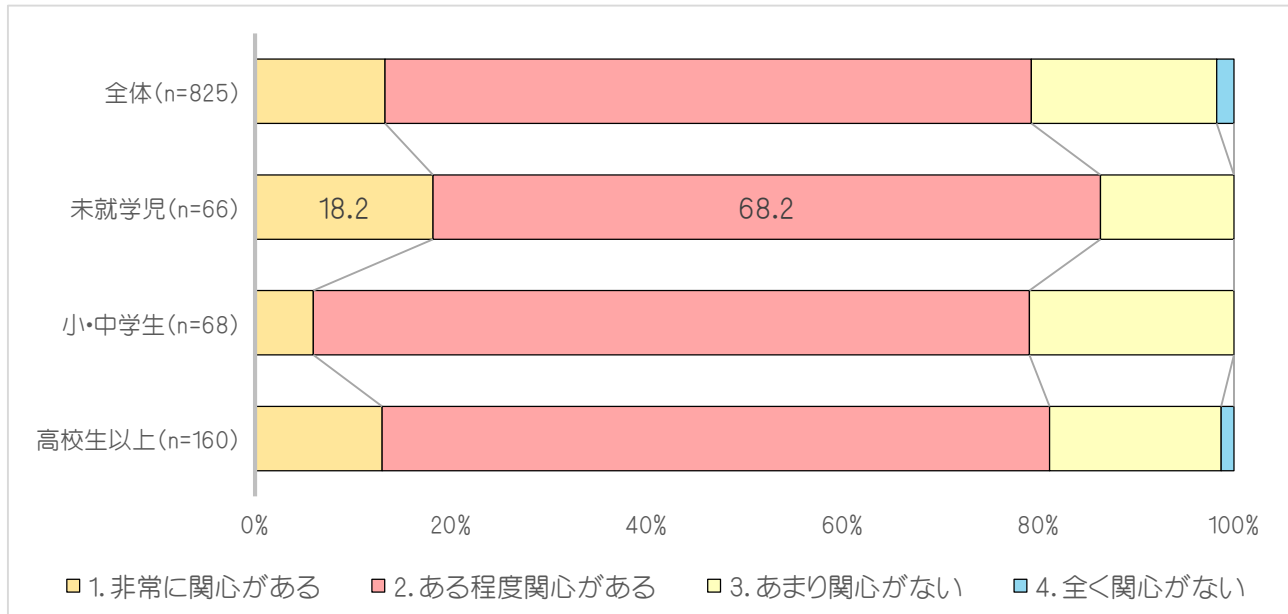


図6.地域のことに関心があるか(子どもと同居)

地域情報は半数以上の方が「自治会だよりやコミュニティだより」や「回覧板」といった紙媒体から入手しています。

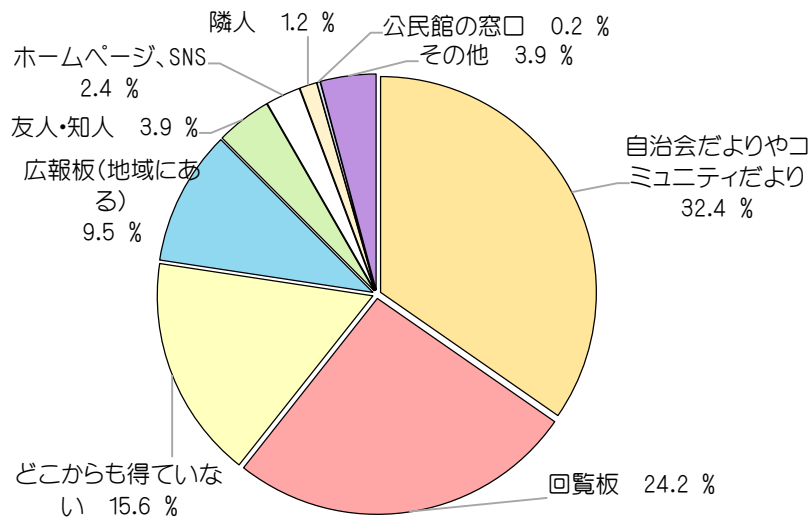


図7.地域情報の入手方法



## ②地域活動に参加について

地域活動ならびにボランティア・NPO などの活動に参加しにくい理由では「時間がない」「どのような活動内容があるのか分からない」や「参加の仕方が分からない」といった意見も多く見られました。

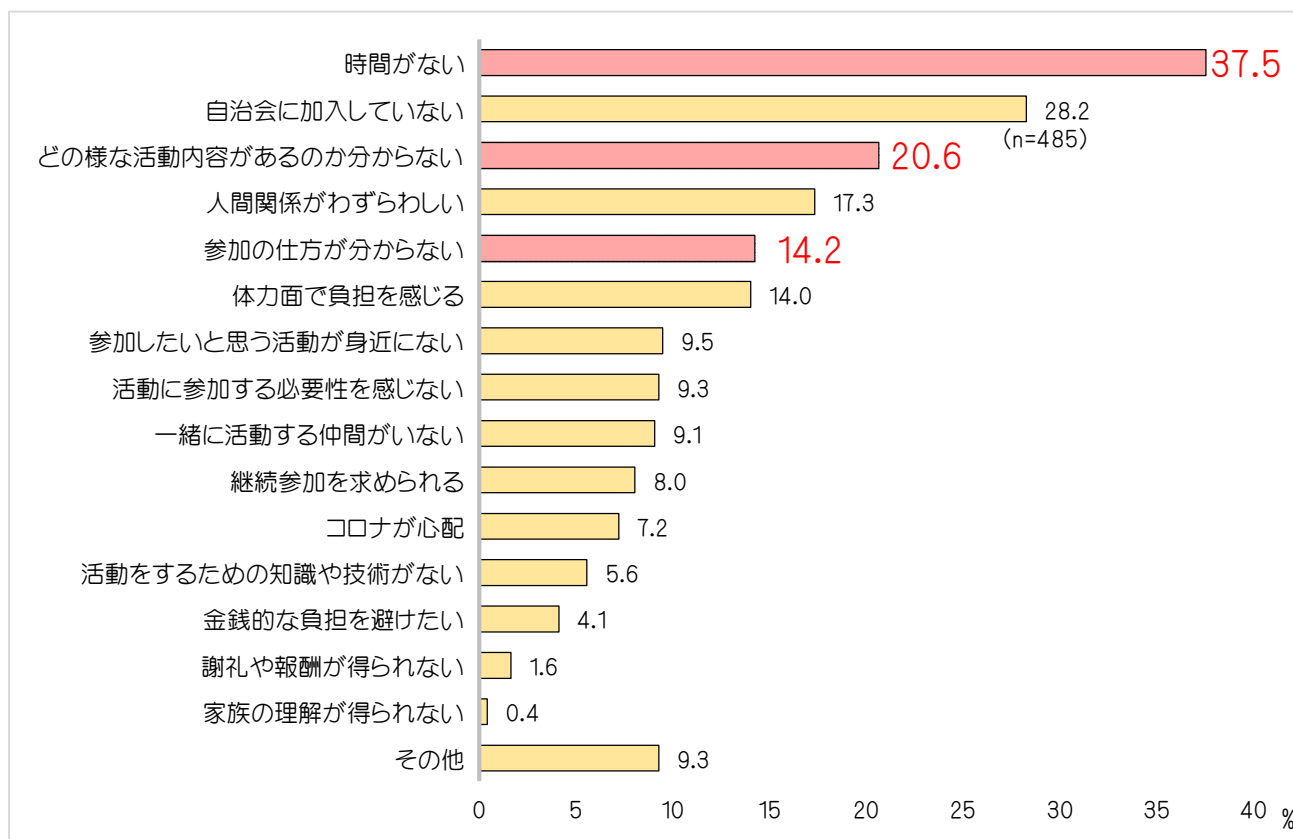


図8.地域活動に参加しにくい理由はどのようなものですか



地域活動への参加のきっかけは、「班長などの当番の順番がまわってきた」「近所の人や友人知人に誘われた」といった回答が上位を占めています。

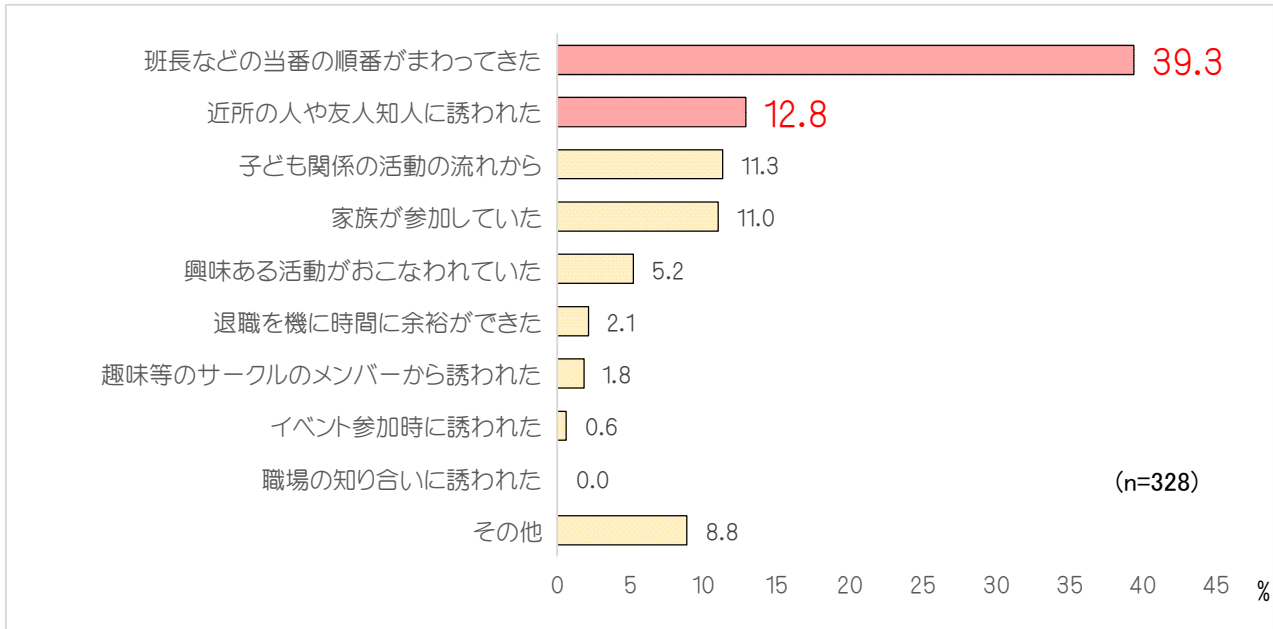


図9.地域活動へ参加のきっかけ

参加している地域活動で一番多かったのはクリーンアップなどの清掃活動でした。

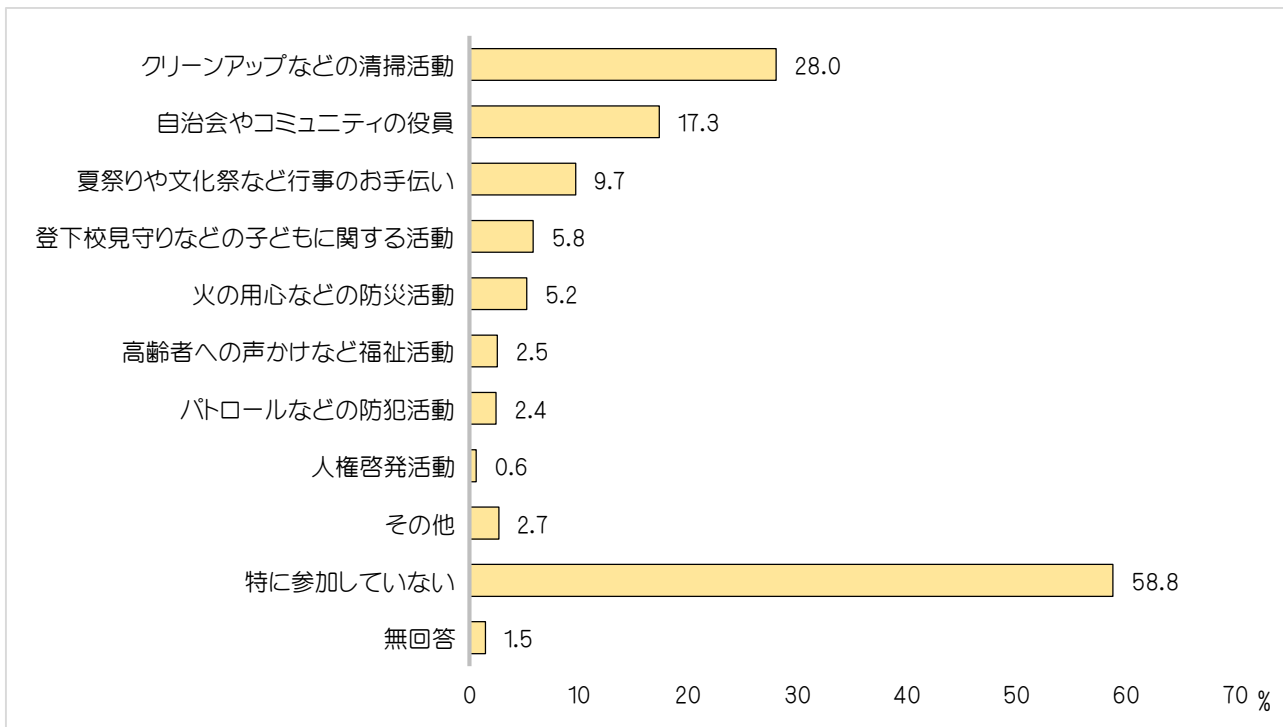


図10.地域活動へ参加したきっかけはどのようなものですか





### ③市の取り組みについて

半数以上の市民が市の参画と協働を知らないとの結果でした。

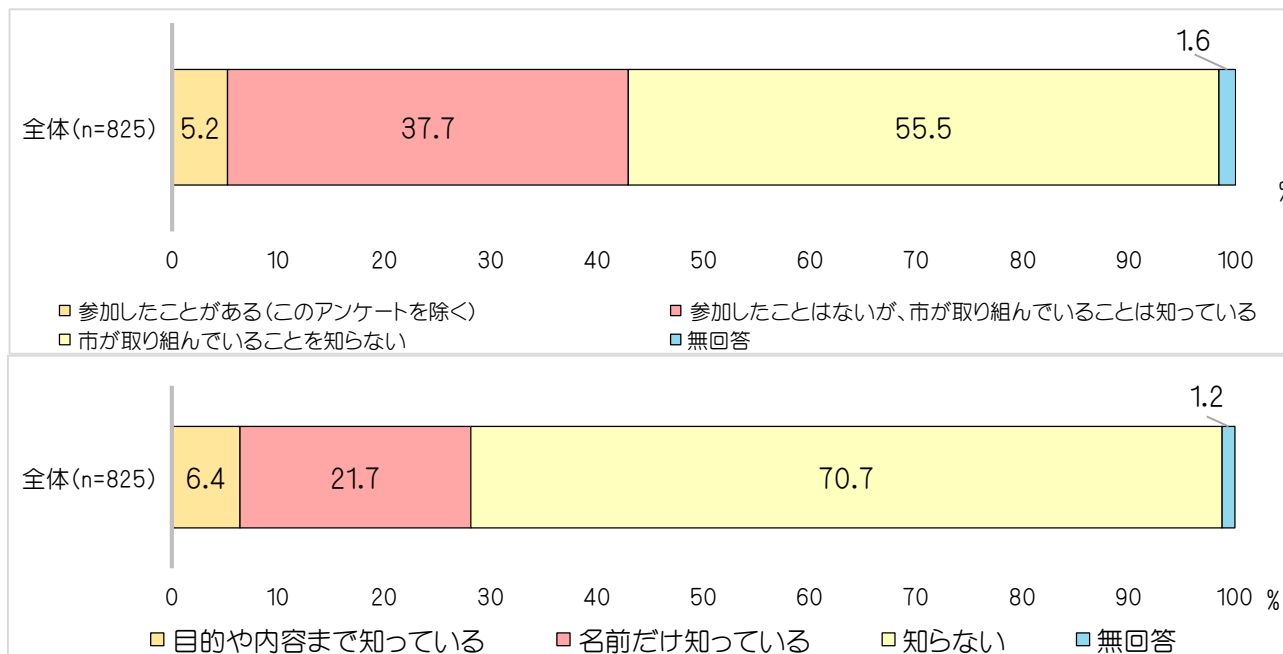


図12.「地域づくり一括交付金」を交付していることを知っていますか

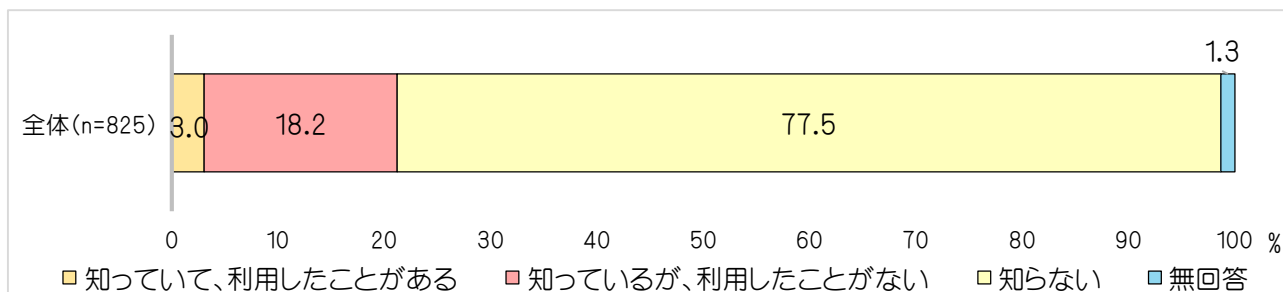


図13.「市民活動センター」を知っていますか

### 現状

- 多くの市民は、地域に関心を持っている
- 地域活動や市民活動の内容や参加の仕方が分からない人も多い
- 活動への参加のきっかけは、「順番がまわってきた」「誘われた」が多い
- 半数以上の市民が市の「参画と協働」の取り組みを知らない



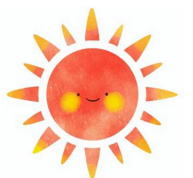
## 川西市市民活動センター

(住所:川西市小花1丁目8-1 TEL:072-759-1826)

川西市市民活動センターは社会貢献を目指す市民活動を支援するための公共施設です。

センターでは、啓発のための講座の実施、交流の場の開催、情報の提供や相談などを行っています。その他にもグループの活動促進のための会議、交流の場、資料作りやPRなどにご利用いただけます。

[ホームページ]



## (2) 市民団体アンケートより

調査期間 令和4(2022)年8月4日～8月16日  
 調査対象 市内のNPO法人及び市民公益活動団体  
 調査方法 配布郵送。回答は郵送又はオンライン。  
 有効回答率 NPO法人:47.2%(17/36)  
 市民公益法人団体:48.6%(71/146)

※調査結果は、川西市公式ホームページに掲載

([https://\\*\\*\\*\\*](https://****))

### ①活動を行う中で困っていることや課題について

課題と考えられていることにNPO法人、市民公益活動団体共に、「人材が足りない」「活動資金が足りない」「構成員が高齢化している」「認知度が高まらない」と回答が多く見られました。認知度を高められる支援を行うことで、人材不足などほかの課題解決につながると考えられます。

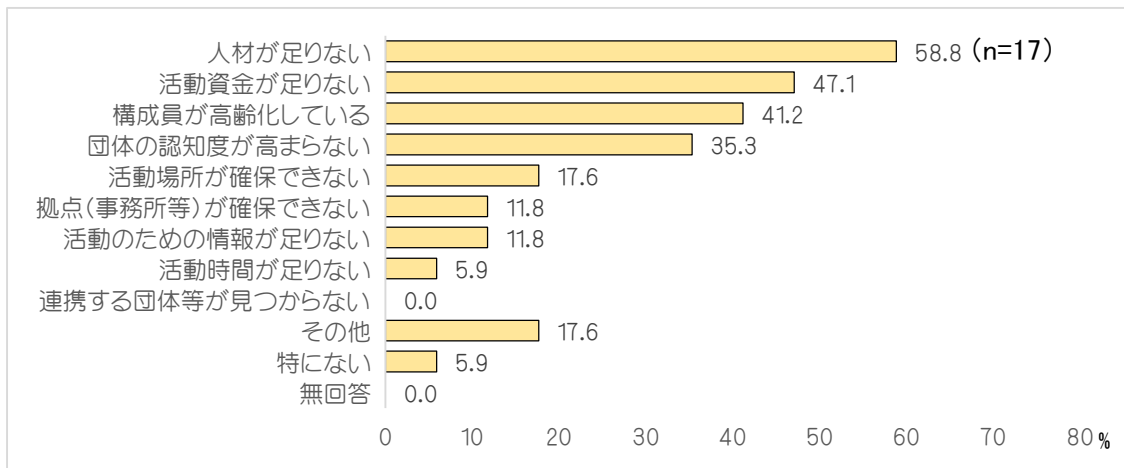
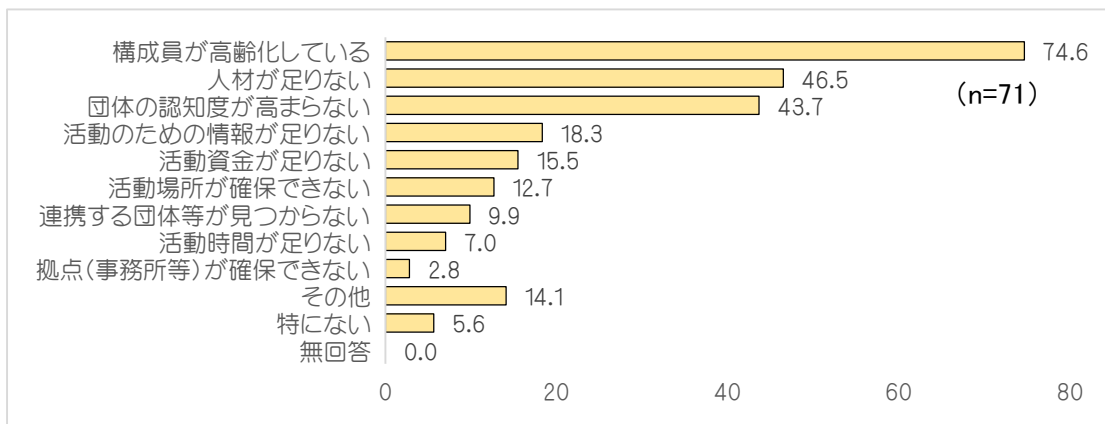


図14.活動を行う中で困っていることや課題と考えていることはどのようなことか(NPO)



15.活動を行う中で困っていることや課題と考えていることはどのようなことか(市民公益活動団体)



## ②地域や他の活動団体と一緒に活動や交流について

NPO 法人、市民公益活動団体共に 6 割近くが地域や他の活動団体と交流していきたいと回答しています。

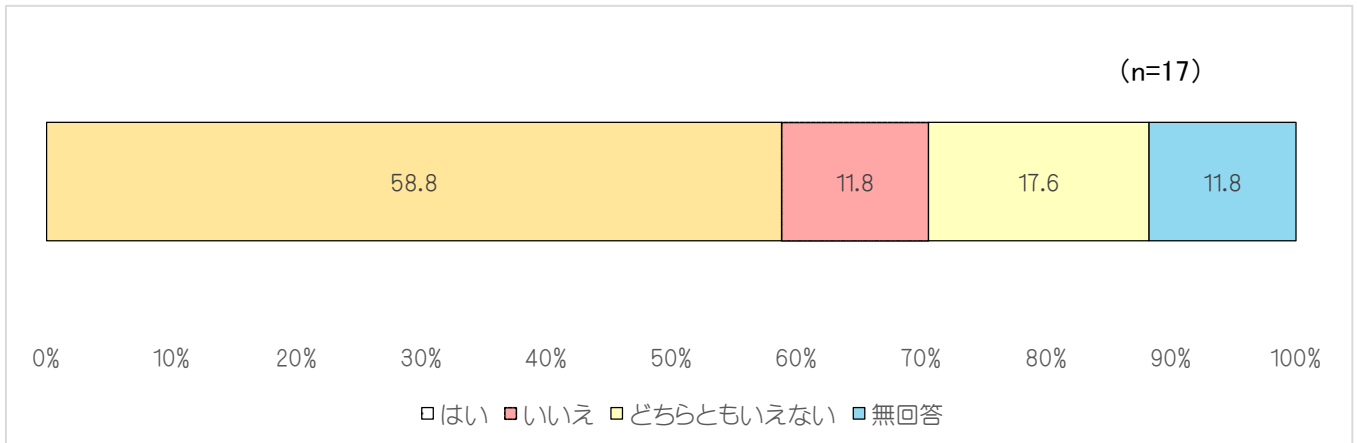


図16.今後、地域や他の活動団体と一緒に活動や交流していきたいですか(NPO)

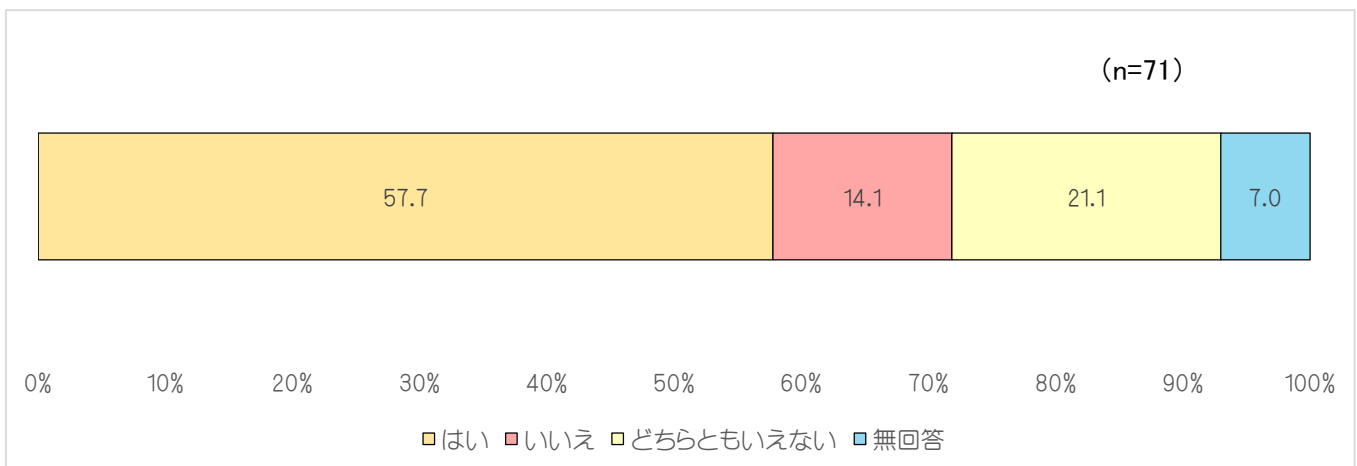


図17.今後、地域や他の活動団体と一緒に活動や交流していきたいですか(市民公益活動団体)



### ③市と協働について

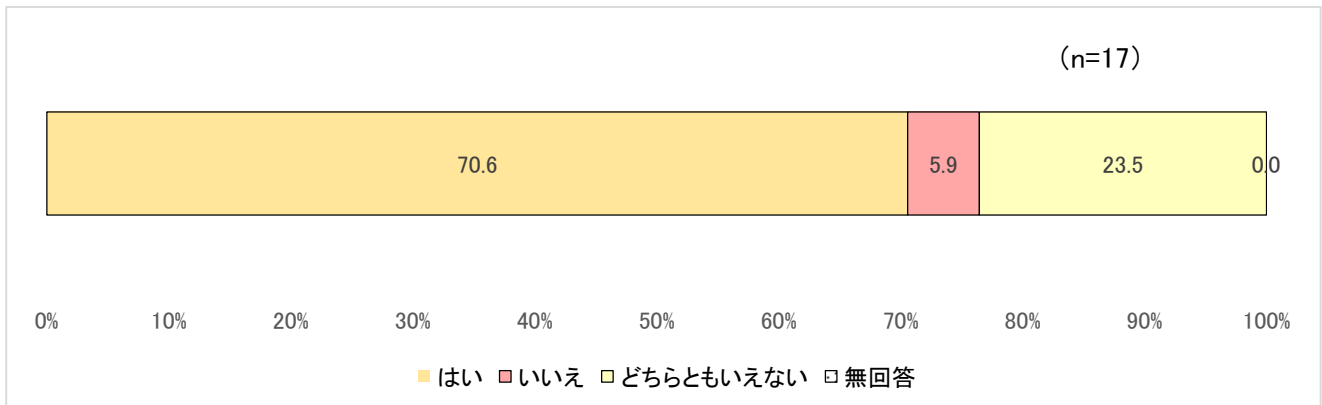


図 16. 今後、市と協働を行っていきたい(NPO)

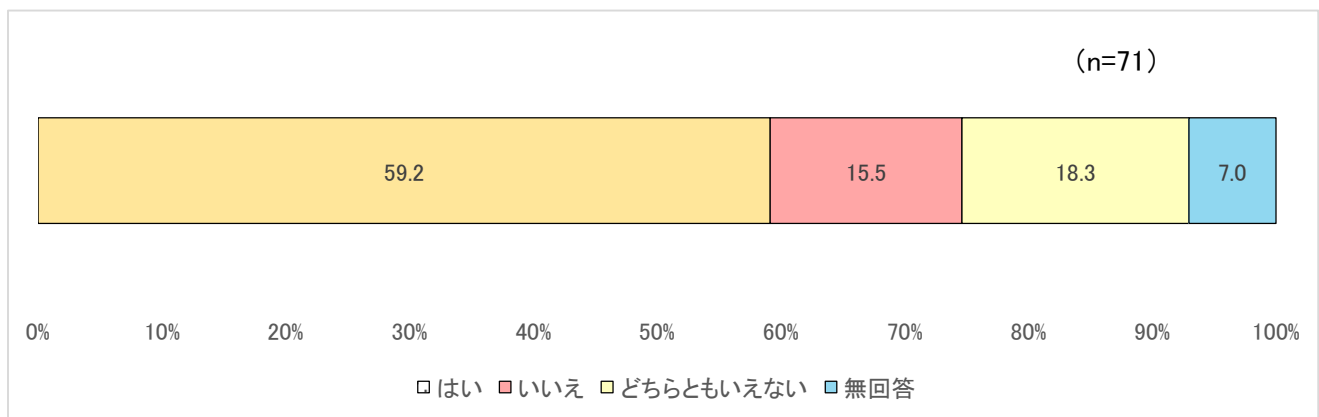


図 17. 今後、市と協働を行っていきたい(NPO)

### 現状

- 活動団体は、認知度を高めたい
- 他の活動団体との交流意欲は高い
- 市と協働の取り組みを行って行きたい団体も多い



## 4. 事業者ヒアリングより

- 期間 令和 4(2022)年 12 月～令和 5(2023)年 1 月  
対象 6 団体(企業3、社会福祉法人1、商店会1、商業会1)  
方法 市内南部・中部・北部において日頃から地域と関わりのある事業者に出向いて、ヒアリングを行った

### ■地域との関わり方について

- コミュニティ協議会主催の行事への協力
- コミュニティ協議会の運営委員会等へ出席し情報を共有している
- 商店会主催によるコンサートを開催
- 地域のこどもたちの絵を各店舗に提示し、来店したこどもたちにお菓子をプレゼントしている
- お出かけ支援(高齢者の買い物支援)を実施

### ■地域との関わり方の考え方などについて

- 地域貢献させてもらいたい、役に立ちたい
- こどもたちを地域でみていきたい
- 日ごろからのお付き合いを引き継ぐ、地域あつての店舗である
- つながり、おたがいさま(コンサート開催時に他の地域から応援をもらっている、他の地域で困っていたら手伝いに行く)
- コミュニティとは一緒に動いているイメージ。以前よりそんな流れが出来ており、意識せず事前とやっている。これからも変わらずやっていく

### ■地域との関わりのない事業者について

- 気兼ねなく、定期的に気軽に声をかけたらいいのではないか
- SNSで情報を共有しているため、工夫してグループに入ってもらっている

## 現状

- 地域行事への協力や会合へ参加を情報を共有している
- 事業者主催による地域で様々なイベントを開催している
- 地域を支えたいといった思いがある



## 5. コミュニティ懇話会より

---

懇話会期間 令和 4(2022)年8月

懇話会対象 市内 14 コミュニティ

総合計画や参画と協働のまちづくり推進計画の策定に向けて懇話会を開催した。

主な意見は以下の点があげられます

### 現状

- 役員の高齢化など担い手がいない
- 予算の配分を変更することは、難しい
- 他の地域の取り組みなどを共有したい
- 地域でアンケートを実施した上で、課題解決に取り組みをはじめたが、実際には利用が少ないなどもあり難しい。
- 地域と行政と協力しながら、やっていきたい



## 第4章 第3期推進計画の目標について

### 1. 第6次川西市総合計画

上位計画である第6次川西市総合計画では、以下に示す基本構想と基本姿勢を設定された。

#### 【基本構想(めざす都市像)】

心地よさ 息づくまち 川西 ~ジブンイロ叶う未来へ~

実現する考え方として「参画と協働」

変わらず大事にしたいこと、自治を育てる。川西市が「ジブンゴト」になる。  
(市民一人ひとりが川西市のこと、地域のことを「ジブンゴト」としてとらえていく)



#### 【私たちが大切にしたい思い(4つの基本姿勢)】

##### ①まず、「子どもの幸せ」から始めます。

子どもたちの笑顔は、世代を超えたにぎわいや活力を地域にもたらします。笑顔あふれる子どもの成長を通じて、あらゆる市民が幸せを感じられるまちをめざします。

##### ②人に寄り添い、お互いの個性を認め合います。

誰もが、地域の一員として誰かを支えたり、フォローできる役割を少しずつ持っています。各々のペースでまちに関わりながらお互いを尊重し、多様な個性を認め合えるまちをめざします。

##### ③未来に責任を持ち、持続可能な仕組みをつくります。

私たちは、このまちを未来の子どもたちにしっかりと引き継ぐ責任があります。そのために、人口減少社会や自然災害等を見据え、既存のまちの在り方を柔軟に見直し、持続可能なまちをめざします。

##### ④日々の暮らしで感じられる幸せを大切にします。

一人ひとりに安らげる居場所や充実した時間があることで、このまちで過ごす時間がかけがえのない思い出になっていきます。「やってみたい」ことを自らチャレンジでき、それを応援しあえるあたたかいまちをめざします。



## 2. 推進計画のめざす姿

自分たちがまちづくりの主体であるという意識を持つ。市や地域の取り組みに参加するには様々なハードルが考えられるが、自分のやりたいこと、出来ることで少しずつ参加するための仕組みが必要。

みんなが気軽に参加することで「みんな、気がいたらまちづくりに参加している」状態をめざす。

### みんな、気がいたらまちづくりに参加している

#### みんな

老若男女をとわず誰もが対象。

一人でも多くの人に参加する状態をめざす。

みんながみんなのために参加する状態をめざす

#### 気がいたら

まず、参画や協働の敷居を低くする。

そして団体に入らないと活動出来ないと思いついていたのを団体に入ろうが、仲間と新たに団体を立ち上げようが「団体」でなくても個人や家族や好きなもの同士であろうが、多様な形態で地域のまちづくりに参加すれば良い状態をめざす。

さらに、「参画や協働の活動」と思っていなかったどんな簡単なことや些細なことでも、自分のためやお金のためだけでなく、人のためやまちのためになることなら「それも参画」「これも協働」になるという状態をめざす。

#### 参加している

まちづくり活動が融合し合い、仲間が増える状態をめざす。

それぞれの活動が自立しつつ、お互いにつながり合って相乗効果を発揮する状態をめざす



## 第5章 推進計画の考え方について

### 1. 基本的な考え方

「住んでいるまちをよりよくするため、自分ごととしてとらえ、出来ることをする」その実現のために第3期推進計画では「様々な主体の力が発揮できる仕組みを増やす」ことを基本的な考え方として取り組みを進めます。

### 2. それぞれの役割や責務

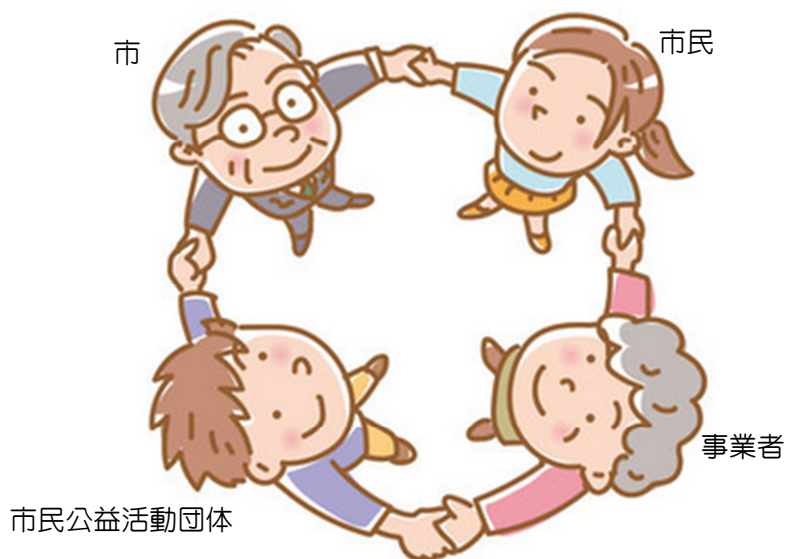
川西市参画と協働のまちづくり推進条例第4条～第7条にてそれぞれの役割や責務を規定しています。

**市民の役割** …… 自らがまちづくりの主体であることを認識し、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

**市民公益活動団体の役割** …… 自らのもつ知識及び専門性を生かし、参画と協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

**事業者の役割** …… 参画と協働のまちづくりへの理解を深め、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

**市の責務** …… 市民等と連携し、参画と協働のまちづくりの推進に努めなければならない。



## 第6章 推進方策について

### 1. めざす姿を実現するために

#### 知る

「参画と協働」を進めていくためには、まず、知ることから始まります。  
市の取り組みを知る。地域のことを知る。自分の身近でまちづくりに関わっている人を知る。  
お互いの思いや情報を知り、共有していく。

<指標>

#### 興味を持つ

市や地域などが取り組んでいることに興味を持つことは大切です。  
市の職員も市民等も市民公益活動について、認識を深めるための機会を確保し、意識改革を図っていく。専門的な知識を持つ人たちや他の地域・分野の人たちと交流・連携することにより、効果的に地域の課題を解決することが期待できる。

<指標>

#### 参加する

一人ひとりが持っている知識・経験・個性を活かし、誰もが自分にできることで地域に関わっている。それは、地域活動や市民活動が行う行事等へ来場することも参加。少しずつでもいいので、より多くの人参加し、仲間が増える。

<指標>



## 2. 必要な取り組み

---

### ○近所付き合い(知る)

- ・近所を散歩する
- ・挨拶をする
- ・助け合う

### ○ICT の活用(知る・興味を持つ)

- ・SNS を使用して情報を取る
- ・SNS を使用して共有を図る
- ・多様な媒体(QR コード設置等)による情報提供
- ・スマートフォンを活用していく取り組み

### ○仲間づくり(知る・興味を持つ・参加する)

- ・参加している方からの呼びかけ
- ・親しい人に声をかける、誘い合い
- ・地域のイベント(スポーツ大会など)に参加する

### ○情報共有(知る・参加する)

- ・地域の会合への参加
- ・市、市民、団体が情報を共有するための情報提供の方法の充実

### ○情報発信(知る・興味を持つ・参加する)

- ・チラシやポスターを作る
- ・地域の身近な情報を紹介してもらう市民記者の募集
- ・審議会委員の公募
- ・SNS を使用して、情報発信
- ・ポスターや地域の子もたちが書いた絵画などを店舗の前に掲示する
- ・活動内容や参加方法を情報発信
- ・ワークショップを開催する
- ・ホームページ等でまちを紹介していく

### ○タウンミーティングの開催・参加(知る・興味を持つ・参加する)

- ・市と市民が対話するミーティングを開催
- ・市と市民が対話するミーティングへの参加

# 分類・項目等 検討中



○パブリックコメントの実施(知る・参加する)

- ・丁寧に情報提供し、より実効的なものにしていく
- ・意見提出する

○目を向ける(知る・興味を持つ)

- ・近所に住んでいる人(例:子育てや単身世帯など)を知る
- ・広報誌や回覧板、掲示板を見る

○市民会議の開催・出席(興味を持つ・参加する)

- ・市民が集まりテーマ別に話し合う場を設定
- ・意見交換や情報交換の場への参加

○無作為抽出による参加依頼(興味を持つ)

- ・市民会議等の参画の場に、無作為に選ばれた市民に参加を依頼
- ・目立つ封筒を使用し案内状を送る

○きっかけづくり(興味を持つ)

- ・活動を知るきっかけづくりや話し合いのツールとしてのゲームなどの研究、活用

○職員意識啓発(興味を持つ・参加する)

- ・職員研修

○市議会を傍聴する(知る・興味を持つ・参加する)

○市民アンケートに回答する(参加する)

○イベント企画・協賛(参加する)

- ・参加しやすいイベントの企画や協賛
- ・イベント時の出店や出店調整をする
- ・地域のイベントや機関誌への協賛



○公募型補助金制度(知る・参加する)

- ・テーマ型の補助金を公募により実施

○地域人材マッチング(参加する)

- ・地域団体や市民団体と力を活かしたい市民を結びつける仕組みの運用

○地域協働事業(参加する)

- ・一括交付金の運用について見直しを検討
- ・コミュニティ組織との協働の取組みを実施
- ・公民館等で地域活動を支援

○講座・研修会・交流会の開催(興味を持つ・参加する)

- ・地域活動や市民活動を活発にする講座等を開催
- ・開催後に市に活かしてもらえる仕掛けづくり(仲間づくりの場の設定など)

○市民活動センター(知る・参加する)

- ・市民活動・地域活動の拠点としての役割の充実

○自治会支援(知る・参加する)

- ・自治会活動のアウトリーチによる対応
- ・補助金による財政支援



## 1. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例

○川西市参画と協働のまちづくり推進条例

平成 22 年 6 月 28 日

条例第 16 号

### 目次

#### 前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 行政活動への参画(第 8 条—第 11 条)

第 3 章 市民公益活動への支援及び市民等との協働(第 12 条—第 14 条)

第 4 章 推進方策(第 15 条・第 16 条)

第 5 章 雑則(第 17 条)

#### 付則

私たちのまち川西は、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、「利便性」と「豊かな自然」を兼ね備えた、人々が暮らしやすい成熟した都市へと発展してきました。

また、全国的に都市化が進み、近隣社会の連帯感や郷土意識の希薄化が懸念される中で、本市では昭和 50 年代から小学校区を基本的なエリアとするコミュニティづくりが始まるなど、市民による多様な地域活動も長年にわたり培われてきました。

一方、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災や平成 10 年の特定非営利活動促進法制定をきっかけに、ボランティアや NPO(民間非営利組織)による市民活動も活発になりました。

こうした中、地方分権の進展、人口の減少、少子・高齢化社会の到来、人々の価値観の多様化など、時代が大きく変化しており、市民等の行政活動への参画や自主的なまちづくり活動がこれまで以上に求められています。

市の政策は、議会と市長がそれぞれの役割と責任に基づいて決定し、推進するものですが、市民、自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO、事業者や市など様々なまちづくりの主体が、対話と情報共有による信頼関係を大切にしながら、自らの役割を担い、お互いを補完し合うことで、さらに個性的で魅力あふれるまちづくりが実現できるものです。

このような認識のもと、かけがえのない“ふるさと川西”をさらに住みよいまちにしていけるため、この条例を制定します。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、本市における参画と協働のまちづくりを推進するための基本理念及び基本的事項を定めるとともに、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにし、それぞれの適切な役割分担の下に、特性や強みを生かしながら、参画と協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 参画 市民、市民公益活動団体及び事業者が市の政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的にかかわって意見や提言を行うことをいう。
- (2) 協働 地域の課題解決に向けて、市民、市民公益活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割に基づき、互いの立場を尊重し、相互に補完し合うことをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者及び市内の学校に在学する者をいう。
- (4) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。
- (5) 行政活動 総合計画の実現において、市が実施する各種の活動をいう。
- (6) 市民公益活動 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (7) 市民公益活動団体 自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO など、前号に掲げる活動を行う団体をいう。
- (8) 事業者 市内で事業を営むものをいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民公益活動団体及び事業者(以下「市民等」という。)並びに市は、次に掲げる基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、互いの情報を共有し合うこと。
- (2) 自らの役割と責務を理解し、相互に補完し合うこと。
- (3) 対話を基本とし、互いの自主性及び主体性を尊重し、互いに協力し合うこと。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会における生活及び多様な社会経験を生かし、自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第5条 市民公益活動団体は、基本理念にのっとり、地域のつながり、自らの持つ知識及び専門性を生かし、様々なまちづくりの主体と交流し、又は連携しながら参画と協働のまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、参画と協働のまちづくりへの理解を深め、地域社会を構成する一員として自主的に参画と協働のまちづくりに参加するよう努めるものとする。



(市の責務)

- 第7条 市は、基本理念にのっとり、市民等と連携し、参画と協働のまちづくりの推進に努めなければならない。
- 2 市は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その内容、効果等を市民等に分かりやすく説明する責務を有する。
- 3 市は、市民等からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切かつ誠実にこたえる責務を有する。

第2章 行政活動への参画

(参画機会の確保)

- 第8条 市は、行政活動における市民等の参画の機会を確保するよう努めなければならない。

(意見提出手続)

- 第9条 市は、次に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、広く市民等(当該案件に係る利害関係人を含む。)に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画等の策定又は改廃
  - (2) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
  - (3) 広く市民等に適用され、市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす条例の制定又は改廃
  - (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
  - (5) [前各号](#)に掲げるもののほか、市が必要と認めるもの
- 2 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、[前項](#)の規定を適用しない。
- (1) 迅速又は緊急を要するもの
  - (2) 軽微なもの
  - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するもの
  - (4) 市の内部の事務処理等に関するもの
  - (5) 市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの
- 3 市は、[第1項](#)の規定により提出された意見に対する市の検討結果を公表しなければならない。
- 4 [前3項](#)に定めるもののほか、意見提出手続に関し必要な事項は、規則で定める。

(付属機関等)

- 第10条 市は、付属機関等([地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第138条の4第3項](#)の規定に基づき設置する審議会その他の付属機関及び市民等が参画して構成する組織をいう。以下同じ。)の委員を選任するときは、付属機関等の設置目的を達成するために必要な専門性の確保、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用するとともに、委員の公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。
- 2 市は、付属機関等を設置したときは、その名称、目的、委員名簿、委員の選出基準等を公表するものとする。
- 3 市は、付属機関等の会議(以下「会議」という。)を公開するものとする。ただし、法令等の規定により公開しないことと定められている場合その他市が別に定めるものについては、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

4 市は、会議を開催しようとするときは、事前に会議名、開催の日時、場所、傍聴等の手続について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

5 市は、会議の終了後、速やかに会議録を調整し、公表するものとする。ただし、[川西市情報公開条例\(平成4年川西市条例第8号\)第7条第1項各号](#)に規定する非公開情報については、公表しない。

(その他の措置)

第11条 市は、[前2条](#)に定めるもののほか、政策等の立案、実施及び評価の過程において、広く市民等の意見及び提案を得るため、適切かつ効率的な措置を講ずるものとする。

### 第3章 市民公益活動への支援及び市民等との協働

(市民公益活動への支援及び市民等との協働)

第12条 市は、市民公益活動団体の自主性及び自立性を尊重し、その活動を促進するため、市民公益活動に対して必要な支援に努めるとともに市民等との協働を推進するものとする。

(基本計画の策定)

第13条 市長は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、基本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

(基本施策)

第14条 市は、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため、次に掲げる施策を講じなければならない。

(1) 参画と協働のまちづくりに関する情報を収集し、様々な活動主体が情報共有できる仕組みに関すること。

(2) 参画と協働のまちづくりの担い手を発掘し、育成し、及び参画と協働のまちづくりを支える人材を支援する仕組みに関すること。

(3) 市民公益活動及び協働の重要性についての認識を深めるための機会を確保すること。

(4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市民公益活動を支援するとともに市民等との協働を推進するため必要があると市が認める事項

### 第4章 推進方策

(推進会議の設置)

第15条 市長は、参画と協働のまちづくりの推進に関する事項を調査審議するため、川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱等を行うものとする。

(1) 学識経験者

(2) 市民公益活動団体の代表

(3) 市民

(4) [前3号](#)に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(年次報告)

第 16 条 市長は、毎年度、参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況について、公表するものとする。

#### 第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

付 則

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 22 年 12 月 22 日条例第 25 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 12 月 26 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により病院事業管理者(以下「管理者」という。)が行った処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行日前にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定により管理者に対して行われた請求その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、市長が行った処分その他の行為又は市長に対して行われた請求その他の行為とみなす。

付 則(平成 31 年 3 月 27 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 2. 川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則

○川西市参画と協働のまちづくり推進条例施行規則

平成 22 年 9 月 14 日

規則第 49 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成 22 年川西市条例第 16 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(意見提出手続)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項に規定する意見の提出期間は、同項に規定する素案の公表の日から起算して 30 日以上とする。ただし、市長は、緊急の場合その他やむを得ないと認められる場合は、その理由を明らかにした上で、この期間を短縮することができる。

2 意見提出手続により意見を提出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が公表した案の名称
- (2) 市長が公表した案に対する意見
- (3) 住所、氏名その他市長が必要と認める事項

3 前項に規定する書面の提出方法は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 市長が指定する場所への持参又は送付
- (2) 市長が指定する送信先への電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(会議公開)

第 4 条 条例第 10 条第 3 項ただし書の規定により付属機関等の会議の全部又は一部を公開しないことができるものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 会議の内容が個人情報を取り扱うものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

(推進会議)

第 5 条 川西市参画と協働のまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第 13 条に規定する基本計画策定に関する重要事項の調査審議に関すること。
- (2) 参画と協働のまちづくりの推進に関する取組状況についての検証に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、参画と協働のまちづくりの推進に関すること。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会に関する事項については、[第6条第3項](#)及び[前条](#)の規定を準用する。この場合において、「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、市長公室参画協働課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。ただし、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に開かれる推進会議は、[第7条第1項](#)の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成23年3月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年8月10日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年3月31日規則第17号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 15 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年 3 月 31 日規則第 26 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 31 日規則第 21 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議委員名簿

役職	氏名	所属・職	区分
会長	岩崎 恭典	四日市大学 学長	学識経験者
副会長	田中 晃代	近畿大学 総合社会学部総合社会学部 教授	学識経験者
副会長	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授	学識経験者
委員	西原 千佳子	多田地区福祉委員会 副委員長	市民公益活動団体
委員	横谷 弘務	明峰コミュニティ協議会 前会長	市民公益活動団体
委員	松原 利明	明峰コミュニティ協議会 会長	市民公益活動団体
委員	久保田 啓子	NPO法人 ウェルビーイング・アミーゴ	市民公益活動団体
委員	細見 美咲	NPO法人 育ちあいサポートブーケ	市民公益活動団体
委員			市民公益活動団体
委員	石伏 淳子	市民公募委員	公募市民
委員	大西 僚	市民公募委員	公募市民
委員	京極 光泰	市民公募委員	公募市民
委員	名畑 龍史	市民公募委員	公募市民
委員	丸谷 満	市民公募委員	公募市民
委員	山中 彩永	市民公募委員	公募市民

#### 4. 川西市参画と協働のまちづくり推進会議の経過と内容

日 時	会議名	内 容
令和4年5月27日	令和4年度第1回	市民アンケート調査について
令和5年1月20日	令和4年度第2回	アンケート調査結果について 計画全体像、めざす状態について
令和5年2月15日	令和4年度第3回	めざす状態、必要な取り組み、それぞれの役割について
令和5年3月15日	令和4年度第4回	必要な取り組みについて
令和5年6月27日	令和5年度第1回	必要な取り組みについて
令和5年7月27日	令和5年度第2回	推進計画素案(計画全体像)について
令和5年9月22日	令和5年度第3回	
令和5年10月 日	令和5年度第4回	
令和5年11月 日	令和5年度第5回	